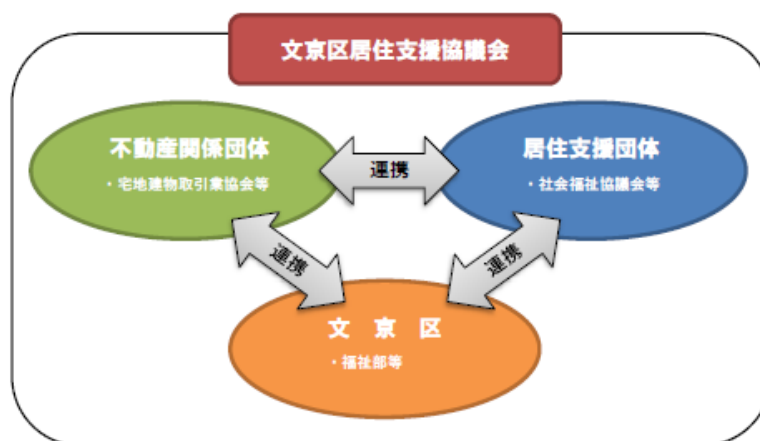


（仮称）文京区居住支援協議会行動指針の方向性について

○ 文京区居住支援協議会とは

「居住支援協議会」は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者及び子どもを育成している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため組織されています。

文京区では、住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する効果的な居住支援の推進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、平成29年7月14日に文京区居住支援協議会を設立しています。



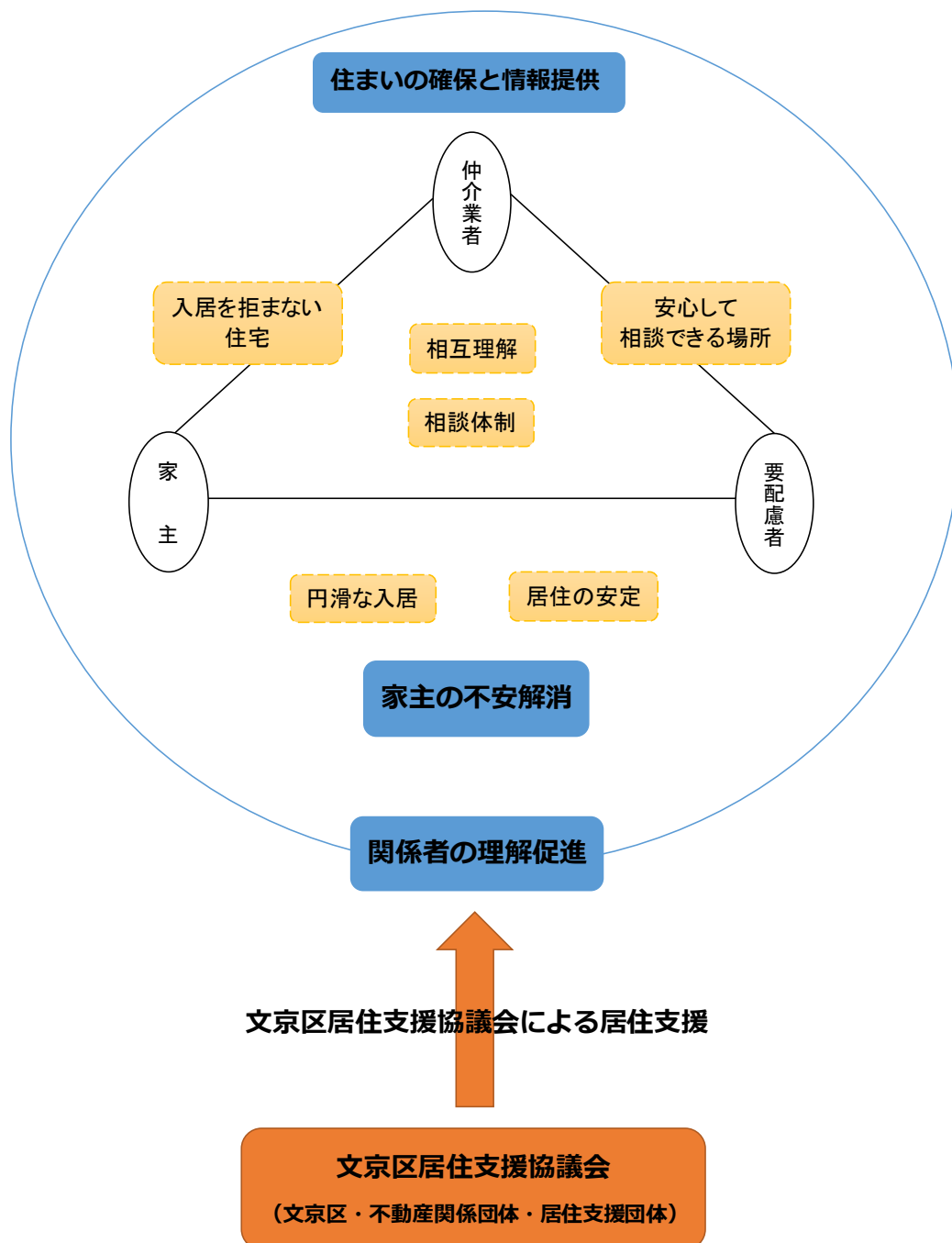
※文京区居住支援協議会イメージ図

○ 指針の目的

住宅確保要配慮者の増加や民間の空き家・空き室の増加等を背景に、住宅セーフティネット法が平成29年10月25日に改正され、新たな住宅セーフティネット制度が始まりました。住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るためには、公的賃貸住宅に加えて、民間賃貸住宅への入居の円滑化を推進し、重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図ることが重要です。

「（仮称）文京区居住支援協議会行動指針」は、文京区、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、文京区の実情を把握するとともに、一体となって住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への居住の促進を図るため、その基本となる考え方を共有することを目的に策定します。

○ 文京区居住支援協議会が必要とする居住支援



○ 基本目標

基本目標 1

住宅確保要配慮者の住まいの確保と分かりやすい情報提供

基本目標 2

家主の不安解消による円滑な入居の促進

基本目標 3

円滑な入居に向けた関係者への理解促進